

## 学校伝染病による出席停止のお知らせ

下記の表は学校伝染病名と出席停止期間の基準です。

下記の病気になりましたら、学校保健法第12条規定により出席を停止してください。

なお、病気が治りましたら、下記の登園許可書を医師に記入してもらい園へご提出ください。

### 記

種	学校伝染病名	出席停止の期間の基準
		ただし、病状により医師が伝染のおそれがないと認めたときはこのかぎりではない
第二種	インフルエンザ	発熱後5日を経過してかつ解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂痂化（かさぶた又は発赤消失）まで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	症状により医師が伝染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	
	急性血性結膜炎	
	マイコプラズマ肺炎	
	溶連菌感染症	
	流行性嘔吐下痢症	
	その他の伝染病 ( )	

## 登園許可証明書

学校法人 服織学園 幼保連携型認定こども園 わらべ幼稚園 園長様  
 \_\_\_\_\_ 組 名前 \_\_\_\_\_

1 病名を記入または、○で囲んでください

第2種	インフルエンザ	百日咳	麻疹	流行性耳下腺炎	風疹	水痘	咽頭結膜炎
第3種	溶連菌感染症	流行性嘔吐下痢症	マイコプラズマ肺炎	急性血性結膜炎	流行性角結膜炎	腸管出血性大腸菌感染症	その他 ( )

2 停止期間                      月                      日から                      月                      日まで

上記の病気は感染するおそれなくなりましたので、登園しても差し支えないものと認めます

平成                      年                      月                      日

医療機関  
 医師名

印